Kyoto Prefecture Hospital Association News
第15号
2019年1月

京都府病院協会ニュース

《発行所》一般社団法人 京都府病院協会　《発行人》香川惠造　〒604-8585 京都市中京区西ノ京東栂尾町6 京都府医師会館内
TEL 075-354-6072　FAX 075-354-6074　http://www.fubyokyo.kyoto.med.or.jp/

新年のご挨拶

一般社団法人 京都府病院協会
会長 香川 惠造

平成31年の新春を迎えるにあたりまして、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年は台風が次から次へと我が国に上陸し、7月には台風7号が通過した後の西日本豪雨で京都府も多大な被害にみまわれました。また、6月の大阪府北部地震、9月の北海道胆振東部地震など、毎年のように繰り返される自然災害の脅威をあらためて感じさせられた一年でした。そのような中で、10月には本庶佑先生がノーベル生理学・医学賞を受賞されるという明るいニュースがあり、またスポーツの分野では平昌冬期オリンピックに引き続き、東京オリンピックでも日本選手の活躍が大いに期待できる年でした。

昨年の医療界は、診療報酬、介護報酬、障害福祉サービスなど報酬のトリプル改定、第7次医療計画、第7期介護保険事業計画のスタート、また国民健康保険の財政運営責任が都道府県に移行するなど、大きな節目の年といえるものでした。

これに加え、「医師の働き方改革」や「控除対象外消費税への対応」などが議論されてきたところです。「医師の働き方改革」は、これからの医療の在り方を決定する重要な問題であり、これを実行するためには医師の地域偏在の解消や多額の手当を担保する財源の問題を解決しておくことが必須の条件です。しかし、医師の偏在については効力の疑わしい方策や、昨年から始まった新専門医制度における地域別の登録数をみると、抜本的な解決にはほど遠い現状です。もちろん、専門医の育成と医師の地域偏在とを連動させることは適切ではありませんが、救急や産科診療など地方の医療を守るための実効的なシステムづくりが求められます。

また、労働環境の改善については色々な観点から議論がなされていますが、多額の財政支援を伴ったものでなければ、聖路加国際病院にみられるように、診療機能を縮小せざるを得ません。国民の理解を得るための議論が是非必要と思う次第です。

昨年後半から、京都府も遅ればせながら地域医療構想における機能別区分の定量化に取り組み始めました。急性期と回復期については、他府県の試みを参考にしながら京都府独自の指標を設定し検討を加えるようにと思っています。一方、人々の受療動向や今後の人口動態は各医療圏で大きく異なってきており、現状をしっかり把握することが必要です。現在の医療圏は昭和60年に病床規制のために設定されたものであり、特に地方部と都市部を一律に議論することには無理があるのではないでしょうか。

今後、我々を取り巻く医療環境は大きく変わってまいります。人口動態と医療需要の変化については特に注目していく必要があります。入院医療は2040年に向かって増加し、その後徐々に減少していき、外来医療は2025年をピークに減り続けるという予測があります。また、入院における疾病別の需要では、肺炎、心疾患、脳血管障害、骨折の順に増加が著しいようです。一方、社会では「第4次産業革命」が進行しています。あらゆるものがインターネットとつながるIoT、人工知能（AI）、ロボティクス、ビッグデータなどですが、診断・治療の在り方や医療政策そのものを根本的に変えていく可能性があります。このような点にも十分注意を払いつつ、明るい未来を展望できればと思う次第です。

本庶先生は、研究にあたり「6つのC」を大切にしているそうです。京都府病院協会といたしましては、この「6つのC」は無理でも、困難な課題に継続continuationして取り組み、勇気courageを持って挑戦challengeし、全精力を集中concentrateしていきたいと考えています。

本年も、山積する諸問題を会員病院の先生方としっかり議論し、協力して明日の医療のために取り組むことができればと考えています。本年も、ご指導・ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

皆様にとって、本年が素晴らしい年となりますよう、心よりお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

平成30年度 京都府保健医療・救急医療功労者等知事表彰

本会から個人2名、3病院が受賞

平成30年度京都府保健医療・救急医療功労者等知事表彰の表彰式が11月12日に執り行われ、京都府病院協会からは保健医療・救急医療の各部門において、個人2名、3病院が受賞されました（他団体推薦含む）。受賞者は次のとおり。先生方の受賞を心からお喜び申し上げますとともに、今後ますますのご活躍を祈念いたします。

◎本会推薦

《保健医療功労》

個人の部　**倉澤卓也**氏（京都予防医学センター）

団体の部　**京丹波町国保病院**

《救急医療功労》

個人の部　**森本泰介**氏（京都市立病院）

団体の部　**国立病院機構宇多野病院**

◎他団体推薦

《救急医療功労》

団体の部　**洛西ニュータウン病院**

2019年10月消費増税

診療報酬等改定率が決定しました

診療報酬本体は、0・41％増

平成30年12月17日、予算編成における大臣折衝が行われ、2019年10月の消費増税にともなう診療報酬等改定率が左記のとおり決定いたしましたので、その概要をお知らせいたします。

1 診療報酬（本体）

＋0.41％

医科　＋0.48％
歯科　＋0.57％
調剤　＋0.12％

2 薬価・材料価格

薬価　**▲0.51％**　※うち、消費税対応分　＋0.42％　実勢価改定等　▲0.93％

材料価格　**＋0.03％**　※うち、消費税対応分　＋0.06％　実勢価改定等　▲0.02％

3 介護報酬

＋0.39％

4 障害福祉サービス等報酬

＋0.44％

妊婦加算

1月1日から凍結

2018年度診療報酬改定により新設された「妊婦加算」は、妊婦や胎児への影響を考慮した検査や投薬など「より丁寧な診療への評価」を目的として導入されたものですが、昨今、十分な説明がないままに加算が算定された事例などがニュース等で取り上げられるようになり、妊婦のみに負担増となる仕組みが「妊婦税」と批判されるなど、バッシングは徐々に拡大していました。

このような状況を受け、与党から再考を求められた厚労省は対応策を検討してきましたが、12月14日、根本厚労大臣は「妊婦加算」のいったん凍結を表明。19日に開かれた中医協総会において、「妊婦加算」の取り扱いが諮問され、1月1日以降の算定凍結が決定されました。なお、答申には、妊婦が安心できる医療提供体制の充実や健康管理の推進を含めた総合的な支援の内容を踏まえ、2020年度診療報酬改定に向けて、あらためて総合的な議論を行うことが明記されています。

平成30年度 病院長研修

公益財団法人 星総合病院を見学

各地の優れた病院を訪問し、その先端技術や施設を見学、病院運営などについて意見交換をする機会として例年開催している「病院長研修」を、今年度も平成30年11月16日(金)～17日(土)にかけて、福島県郡山市の公益財団法人星総合病院を見学し、17名の先生方にご参加いただきました。

院内を見学する参加者

今回見学した星総合病院は、430床（精神科15床含む）、32診療科を有する急性期総合病院で、福島県郡山市の医療提供体制の中核を担ってこられました。平成23年3月の東日本大震災で病院全半壊という大きな被害を受けながらも、同年には新病院の着工に向け懸命に努力され、翌24年12月には現在の地に新病院が竣工となりました。

見学の冒頭、法人の概要について説明を受けました。地域の中核病院として急性期医療を担ってきた星総合病院では、循環器領域を中心とした救命救急医療の基幹病院として、取り組んでこられましたが、星総合病院の他、2病院（星ケ丘病院、三春町立三春病院）、1診療所（ほし横塚クリニック）とともに、訪看ステーション、老健施設、特養ホーム等も運営するとともに在宅医療を中心とした地域連携にも積極的に取り組まれていました。また、自治体との連携により保育園を運営し子育て支援という側面からも地域に根差した事業を展開されています。急性期から在宅、さらには子育て支援に至るまで、まさに地域との繋がりを大切にする「おらが病院」を目指した取り組みは特徴的でした。

院内見学で特徴的だったのが、病院4階にある「スタッフフロア」で、医局と事務部門が同じフロアに配置され、垣根のないそのフロア構造は一見の価値がありました。また、敷地内にある「かがやき健康館」では、リハビリスタジオや室内プールが整備され、運動だけでなく食事や睡眠、余暇活動等を含めたライフスタイル全般での健康づくりの推進を目指されていました。

最後に、敷地内にある「ポラリス保健看護学院（4年制保健師・看護師総合カリキュラム）」も見学させていただきました。充実した学習環境を整えられ、地域住民の健康支援のために看護職の役割を見出すことができる人材の育成を実践されておられました。特に、学院内に設置されている「メグレズホール」は式典や学生の研究発表の他、看護職としての豊かな感性を育成するため、講演会や音楽が楽しめる講堂として機能しており、時には、地域の方々にも貸し出し、まさに地域と共存する施設として利用されていました。

今回の研修は、急性期医療から在宅医療までを担う地域の中核病院として、一見の価値ある病院で、今後の病院経営にとって非常に有意義な見学となりました。

ポラリス保健看護学院に併設されたメグレズホール

謹賀新年

会長　香川恵造（市立福知山市民病院）
副会長　森本泰介（京都市立病院）
副会長　辰巳哲也（京都中部総合医療センター）
理事　尼川龍一（日本バプテスト病院）
理事　池田栄人（京都第一赤十字病院）
理事　小野晋司（三菱京都病院）
理事　小西郁生（国病機構京都医療センター）
理事　小林裕（京都第二赤十字病院）
理事　島崎千尋（京都鞍馬口医療センター）
理事　杉山博（国病機構南京都病院）
理事　中村直登（済生会京都府病院）
理事　宮野前健（国病機構南京都病院）
理事　山下俊幸（京都府立洛南病院）
理事　若園吉裕（京都桂病院）
監事　倉澤卓也（京都予防医学センター）
監事　依田建吾（介護老人保健施設マスクオーレ）

「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行され、
医療機関で働くすべての人に適用されます!!

Point 1

施行：2019年4月1日～　※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、
複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

⇒医師については応召義務等の特殊性を踏まえ、2024年度から適用※されます。
※適用される時間外労働の上限時間等は2019年3月を目途に検討中です。

Point 2

施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、
毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

Point 3

施行：2020年4月1日～　※中小企業は、2021年4月1日～

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、
正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、
基本給や**賞与**などの**個々の待遇ごとに**不合理な待遇差が禁止されます。

第54回 京都病院学会のご案内

今年も平成31年6月9日（日）、池坊短期大学にて第54回京都病院学会が開催されます。今回の学会は京都府病院協会が担当となり、辰巳哲也先生（府病協：副会長）が学会長を、池田栄人先生（府病協：理事）が実行委員長を努めます。
多数のご参加をお待ちしております。

とき　平成31年6月9日（日）午前9時～午後5時

ところ　池坊短期大学（京都市下京区四条室町鶏鉾町）

基調講演
「長寿社会の課題と可能性」
講師
秋山 弘子氏（東京大学高齢社会総合研究機構 特任教授）

特別講演
「京都府における地域医療構想と地域包括ケアの課題」
講師
松田 晋哉氏（産業医科大学医学部公衆衛生学 教授）

京都病院学会事務局 連絡先

〒600-8411
京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地
COCON烏丸8階（京都私立病院協会内）
TEL：075-354-8838
FAX：075-354-8802
MAIL：gakkai@khosp.or.jp